

<書評と紹介> L. ドイヨル・I. ゴフ著/馬嶋裕・山森亮監訳/遠藤環・神島裕子訳 『必要の理論』

Goto, Reiko / 後藤, 玲子

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

692

(開始ページ / Start Page)

51

(終了ページ / End Page)

56

(発行年 / Year)

2016-06-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013263>

L. ドイヨル・I. ゴフ著/馬嶋裕・山森亮
監訳/遠藤環・神島裕子訳

『必要の理論』

評者：後藤 玲子

1 はじめに

1991年、Doyal and Goughによって書かれた *A Theory of Human Need* の翻訳が近日、刊行された。「監訳者あとがき」にあるように、本書は紛れもなく「カノンというべき位置を占めている」。すなわち、必要理論を体系的かつ包括的に論じた書として、長く参照される古典の1つとなるだろう。このような本書が、日本における福祉国家の規範理論研究のパイオニアである監訳者・訳者らによって訳出されたことの意義はきわめて大きい。本書巻末に収録された参考文献、ならびに、「監訳者あとがき」で紹介された文献を合わせて参照するならば、必要理論に関する世界水準の研究が可能となるだろう。学問領域を問わず、分配的正義や福祉国家のあり方に広く関心をもつ理論家・実践家にぜひ薦めたい。

以下では、最初に必要概念のもつインパクトという観点から本書の意義を概観し、続いて、本書が提出する必要理論の概要と、既存のさまざまな研究に対する本書の批判点を紹介し、最後に、本書の提起する必要理論の具体化を図る視点から、本書の到達点と残された課題を確認したい。ここでは、本書を参照した評者自身の文献とアイデアが一部、紹介される。

なお、原著書は全部で4部構成であるが、本書で訳出されている部分は第1部と第2部に限定される。以下の評は、訳出された第1部と第2部を中心とするが、そこで書かれたことの意味を確かめるために、適宜、原著書の第3部と第4部も参照したことを注記しておく。

2 本書の意義

功績でもなく、貢献でもなく、なぜ、必要概念に注目するのか。自然にわきあがるこの疑問に対して、本書は、きわめて説得的な、衝撃的ともいえるメッセージをもって応える。

- (1) 克服可能な社会状況のために、人びとが深刻な危害を被り、そのために絶大なる苦しみもたらされているということがある(2頁)。
- (2) 深刻な被害を被ることの最小化が達成されなかった場合、それがもたらす社会状況は、危害を被っている人びとの客観的利益に反した状態にある(2頁)。
- (3) それ(必要理論)は私たちが直接目にせず、かつ直接手を施すこともできない苦しみを持つ、困窮状態の人にも当てはまるものでなければならぬ(136頁)。

初めの2つは事実的言明である。最後は規範的言明ではあるが、前半部分は、「私たちが直接目にせず、かつ直接手を施すこともできない苦しみを持つ、困窮状態の人」がいるという、やはり事実的前提を指し示す。総じて、これらの言明は、現に、いまここで、苦しみをもつ、あるいは、いつかどこかで苦しみをもつかもしれない人びとがいること、しかも、その苦しみは、克服可能であるはずの社会状況のもとでもたされること、社会がそれを放置し続けるとしたら、その人たちの客観的利益が脅かされること、これらを出発点に据えて議論を展開する

構えをとっている。この点が本書の第一の意義である。

なぜなら、これらの言明から、もし、そうだとしたら、社会は、ある人びとにもたらされた被害を、あるいは、もたらされるおそれのある苦しみを、最小限にとどめる政策をとるべし、という規範的要請をきわめて説得的に導出しているからである。換言すれば、これらの言明は、だれであれ、困窮状態にある人は、客観的利益の修復に向けて、あるいは、基本的必要の充足に向けて、支援（救済）される権利をもつことを、また、だれであれ、支援する能力と条件をもつ人びとは、その人たちを直接、支援する、あるいは、支援に向けて社会を動かす義務を負うことを、きわめて説得的に主張しているからである。このような推論を下敷きとして、本書は次の3つの命題を仮説的に提示する。

- (1) 人間の条件の評価に関連する諸概念のほとんどは、普遍的で客観的な人間の必要が存在するという見解と不可避免的に結びついているらしい。
- (2) 客観的な人間的必要の概念と、この概念のみが可能であるように思われる道徳的な働きなしには、この「である」から「べし」への移行は不可能であろう。
- (3) 救助される権利があるというのは、他の誰かと契約関係にあるからではなく「切迫した必要」ゆえなのである。

論理的には、「である」から「べし」を導出することには飛躍がある。「できる」から「べし」を導出することについては、なおさらである。これらを原著者らは十分に認識している。だが、そのうえで、「切迫した必要」をもつ人がいるという事実は、「だれであれ、支援できるなら支援せよ」という規範を、個人の道徳的

行為に対してであれ、正義に適った社会制度の設計に対してであれ、強く要請する論理を内包しているというのがここでの主張である。

例えば、「救助される権利」は、事前的な（相互に自己利益の増大を動機とする）契約関係を論拠とするものではないこと、それはまた、本人たちのなした功績への対価を論拠とするものでも、被害に対する他の個人や集団の有責性を論拠とするものでもないこと、「救助される権利」は、むしろ、救助を必要とする人びとの状況が、直接、人びとに訴えかける——契約・貢献・加害責任とはまったく異質な——「道徳的な働き」によると解釈される。

このように必要概念から導出される規範的要請、すなわち、支援（救済）される権利と支援（救済）する義務とを、仮説的であれ、明確に提示した点が、本書の第二の意義である。もちろん、ここには考察すべき論点が山ほど残されているのだが。その主要な論点とそれに関する本書の応答を次節で検討したい。

3 本書が提出する必要理論の批判的検討

必要概念から導出される規範的要請、すなわち、支援（救済）される権利と支援（救済）する義務を認めたとして、つづいて考察すべきは、次のような問いである。

- (1) 何を「必要」と同定するか、何をもちて社会的支援が必要な困窮状態と見なすか。
- (2) どんな手段でその必要を充足するか、どの水準まで充足すべきか。
- (3) できる人びとが支援の義務を負うとして、だれがどのくらいその義務を負担すべきか。

(1)に対する原著者らの答えは明快である。第3部を参照しつつまとめると次のようになる。人間の基本的必要（basic needs）は普遍的・

客観的に定めることができる。具体的には、それは「健康」と「自律」と同定される。ただし、基本的必要としての健康は、生存のみならず、身体的健康をも含意する。また、基本的必要としての自律は、行為主体性の自由としての自律のみならず、批判的自律をも含意する。加えて、認知的・情緒的能力、文化的理解、参加機会が、自律に不可欠な基本的必要として特定される。

原著者らによれば、これら基本的必要の同定は、個体の差はもとより、国や文化の相違をも超えて普遍的妥当性をもつ。ただし、原著者らも、基本的必要を社会的に充足する諸手段については、国や文化の相違を反映した多様性のあることを認める。両者（基本的必要と社会的充足手段）をつなぐものが、「普遍的充足特性 (universal satisfier characteristics)」,あるいは、「中間的必要 (intermediate needs)」と呼ばれる概念である。具体的には、それは、滋養ある食料と清潔な水、保護的住居、危険のない労働環境、物理的環境、安全な避妊と養育、適切なヘルスケア、子どもの保障、重要な基本的関係、身体的保障、経済的保障、適切な教育などを指す。

中間的必要の特徴は、異なる国や文化において、各項目に付された相対的重要性（つまりは項目間のウエイト）に違いがあるとしても、少なくとも各々の達成水準に関して、国家間・文化間で比較することが意味をもつ、と考えられる点にある。加えて、国家・文化の壁を越えて、共通の目標を立て、支援プランを作成することを可能とする点にある。

基本的必要の普遍性に関しては、差異の観点から重要な注記がなされる。例えば、健康あるいは自律に関して、追加的な脅威を被っている集団がいることが指摘される。具体的には、女性や障害者が例示される。そのうえで、本書は、基本的必要に対する追加的な脅威の是正を

図るためには、「特殊な」必要の充足手段と手続きが不可欠であることを認める。

とはいえ、原著者らは、抑圧された集団の構成員の基本的必要が互いの間で違ったものになったり、他のすべての人びとの基本的必要となにか違ったものになってくるということはない、と急いで注記する。むしろ、「特定のパターンをもつ人びとの経験や障害」が、それを共有しない人びとによって理解され、正当に評価されるのは、ただ、「人間という種」に共通な客観的・普遍的概念をつうじてのみであると、シンプルに力強く断言する。

4 関連する先行研究の批判と紹介

以上の命題や仮説をコアとして、本書は、関連する実に多彩な先行理論を批判的に検討していく。最大の標的は、監訳者らが指摘するように、正統派経済学である。例えば、個人の厚生に関心を寄せたはずの厚生経済学は、新古典派経済学の興隆とともに、個人間比較不可能で主観的な選好をもつ個人間の対称的な交渉、均衡、契約にもつぱら関心を集中し、個々人のもつ必要、あるいは、個々の集団のもつ必要を、客観的に捕捉する可能性を完全に閉ざしてしまつたと批判される。

それに対し、マルクス主義は、「能力に応じて働き、必要に応じて分配する」というテーゼを掲げた点で画期的であったものの、権威主義的かつパターンリスティックな国家集産主義を容認し、必要充足に対する個人の権利、あるいは、必要の充足手段の決定に参加する権利を十分に保障できなかったと批判される。さらに、マルクス後のマルクス主義は、決定論を回避しようと、必要概念を際限なく多様化する解釈を入れてしまったことにより、必要概念のもつ客観性・普遍性を見えづらくしてしまったと批判される。

さらに、文化帝国主義批判や政治的多元主義、根源的民主主義や社会的構築主義など、制度化された学問の批判的再建を志したはずの理論が、その目的に反して、必要概念の相対化に加担する事実的な傾向があることが指摘される。例えば、反精神医学社会学に関しては次のような批判がなされる。「重度の精神病に対する相対主義的アプローチは苦しんでいる人々への適切なケアを拒むことを正当化しかねないという危険性がある」(82頁, 注10), と。

これらの先行理論の批判を通して、原著者らのいう客観性・普遍性の意味がより鮮明にされていく。基本的必要は社会的実在である。それは人間の認識に完全に依存するものでも、もっぱら社会的に構築されるものでも、個人間の相対的格差に還元し尽くされるものでもない。ある疾病は、具合の悪さ、苦しみなどの知覚や機能損傷など、まさしく本人の身体的現実に現れる。いかにその症状が多様であろうとも、その疾病に罹患した場合と罹病していない場合の間には、明らかな断絶がある。さらに、本人や専門家も含めて、人間がだれ一人として認識できないとしても、必要は実在するのだ。人間の主観を離れて、まさしく客観的に。以上のように主張される。

基本的必要(と中間的必要)の普遍性に関する原著者らの理解も徹底しており、明瞭である。基本的必要はあらゆる個人において客観的に実在しており、基本的必要から導出される規範的要請は、あらゆる個人に対して普遍的に適用される。われわれと同一の道徳を遵守する人びとはもちろんのこと、同一の道徳をいまだ受容していない人びと、あるいは、われわれの道徳を否定する人びとに対しても適用される。したがって、異邦人、よそ者、敵対者であっても、彼らの基本的必要が不足しているとしたら、支援する能力をもつ人はだれであれ、彼ら

を支援する義務を負うのだ、と主張される。

ただし、原著者らがそう主張する論拠は、かならずしも明瞭ではない。例えば、競争的な経済文化のうちにあって、だれであれ、不利な立場にあるものに、必要な必要充足を支給することなしに、全力を尽くして自助せよと勧告することは道理に合わないから、と説明される。また、われわれが異邦人、よそ者、敵対者に対しても共通の徳を要求するとしたら、彼らとその徳をなすことができるように、彼らの基本的必要を満たす必要があるから、と説明される。これらの説明は原著者らが批判するコミュニタリアンとどう違うのだろうか。

おそらくその論拠は、共通の必要概念と規範的要請を、いずれ彼らも受容するであろうという期待をもとに、規範を実行する点にあると考えられる。もちろん、彼らが受容するか否かは関わりなく、われわれの必要概念に照らして彼らの必要が同定されるとしたら、われわれが共有する規範にしたがって支援を実行する、という論理も可能である。その場合には、支援するという行為は、より純粋に義務論的性質をもつことになる。

だが、原著者らは、義務論的立場はかならずしもとっていない。必要概念とそこから導出される規範の客観性・普遍性に加えて、それを受容する個人の主体性と相互性が、本書では暗黙に仮定されている。原著者らの立場は、むしろ、共通の規範〈公共的ルール〉の受容を媒介として、「支援する人びと」と「支援される人びと」との間に、広義の相互性(「公共的相互性」: Gotoh, 2009)を打ち立てようという構想に近いと解釈される。

5 おわりに——本書の射程と課題

以上、本書の必要の理論は次のように要約される。客観的で普遍的な必要概念があれば、理

由と状況の相違を超えて、だれであれ、他者からの支援を要する人びとを特定することができる。そして、それぞれの人びとの理由と状況に合わせて、だれに何をどのくらい援助したらよいかを判断することができる。もし、それが判断できるとしたら、他者を支援する能力と余裕のある人びとに対して、だれに対してであれ、無理のない形で支援を要請することができる。いま、これを「相互提供システム」と呼び（後藤，2015）その射程を確認する。

「相互提供システム」を具体化する形としてはいろいろなものが考えうる。ボランティアな形の支援から専門的職業としての支援まで、また、地域的な組織から、国際的な機関まで。原著者らは、国際的な機関を母体とする専門家たちによる職業的な支援を、例示する。もちろん、職業となれば、支援する人びとの動機には通常、対価としての報酬や自分自身の生活への配慮が入り込むだろう。その報酬をシステムに盛り込むとしたら、支援量（税を通じた移転）と報酬量（例えば賃金所得）をともに内生変数として、総貢献量を配分するモデルが考案されることになる。より一般化すれば、支援量は「必要に応ずる分配分」として、報酬量は「貢献に応ずる分配分」として定式化される。システムのポイントは、両者の適切なウエイト付けを行う仕組み（上位原理）におかれる。例えば、ジョン・ロールズの格差原理を上位原理として、そのウエイト付けを行うモデルが考案される（後藤，1994）。

本書の目的は、そのようなモデルを具体的に提示することにはない。その目的は、そのようなシステムをつくり、動かすうえで不可欠な基礎理論を提供することにある。支援する人びとの数が十分に多いとしたら、支援を要する人びとの必要を満たすに十分な支援量を確保することができる。十分に多くの人々の参加を得るに

は、まずもって、必要概念とそこから導出される道徳原理が、人びとから受容されやすいものである必要がある。また、支援する人びとの活動を促すためには、活動に見合った報酬の支払いを財政的に保障する必要がある。その際には、なぜ、どのような支援を、どのくらい行うべきかという判断は不可欠であり、そのためには、人びとの基本的必要の充足状況を知る作業が、決定的に重要となってくる。本書でも引用されているアマルティア・センのケイパビリティ・アプローチは、必要の計測を課題とする。

だが、そもそもそのような作業をなぜ行わなくてはならないのか。一方で、功績や貢献に応ずる分配こそを正統とする人びとは、必要概念に注目すること自体に懐疑的である。他方で、個人の主体性・主観性を重視する人びとは、本人の必要を社会的に同定することの弊害を危惧する。だが、原著者らの言葉を借りれば、これらの議論は「苦しんでいる人々への適切なケアを拒むことを正当化しかねない」。異なる立場から寄せられるこれらの疑問に応えつつ、基本的必要とこれより導出される規範の重要性を説くことが、本書の目的であり、本書はその目的を見事に果たしたといえるだろう。

もちろん、本書に残された課題は少なくない。本書における客観性あるいは普遍性の理解は極端であり、より現実に即した理解がさまざまな論者によって提出されている。また、たとえ本書が主張するように、基本的必要が客観的に実在するのだとしても、それをいったいだれがどのように認識するのか、社会的な決定手続きに関する論点が残される。さらに、上述したように、必要概念だけでは、必要を充足する生産と分配システムを完結させることはできない、という問題もある。功績や貢献など、他の基礎概念と必要概念のバランスを考えざるをえないだろう。はたしてそのバランスは普遍的な

ものとなるか、より文脈依存的なものとなるか、答えは開かれている。

だが、これらの課題は、われわれが引き受ける課題であって、それらがあることによって本書の価値が損なわれることはない。そのような課題を含めて、必要概念の意義と重要性を、きわめて透明に浮き彫りにした原著者らと、わかりやすい日本語で本書を訳出した監訳者・訳者らの功績は、ゆるぎないものであると考えられる。(L. ドイヨル・I. ゴフ著/馬嶋裕・山森亮監訳/遠藤環・神島裕子訳『必要の理論』勁草書房、2014年10月、iii + 222頁、3,200円+税)

(ごとう・れいこ 一橋大学経済研究所教授)

〈参考文献〉

後藤玲子 (1994) 「「常識的規則」のウエイト付けによるロールズ格差原理の定式化」、『一橋論叢』112-6, pp. 155-174.
 Gotoh, R. (2009) "Justice and Public Reciprocity," Gotoh, R. and P. Dumouchel (eds.) *Against Injustice? The New Economics of Amartya Sen*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.140-160.
 後藤玲子 (2015) 『福祉の経済哲学』, ミネルヴァ書房。



有斐閣

新刊案内 (価格は税別)

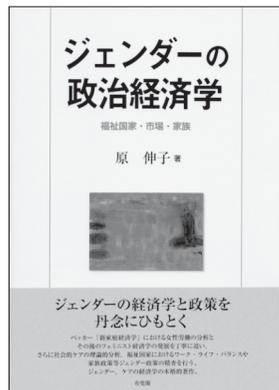
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-17/Tel:03-3265-6811
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

◎図書目録送呈◎

ジェンダーの政治経済学

原伸子著
 ●福祉国家・市場・家族
 ベッカー「新家庭経済学」における女性労働の分析とその後のフェミニスト経済学の発展を丹念に追ひ、さらに社会的ケアの理論的分析、福祉国家におけるワーク・ライフ・バランスや家族政策等ジェンダー政策の精査を行う。

A5判 三九〇〇円



福祉国家の制度と組織

佐々木伯朗著 ●日本の特質の形成と展開

A5判 四一〇〇円

社会政策

(有斐閣アルマ) 二五〇〇円

駒村康平・山田篤裕・四方理人・田中聡一郎・丸山 桂著 ●福祉と労働の経済学 複数の学問領域にまたがる社会政策を経済学の手法で分析。

生活保障のガバナンス

A5判 三七〇〇円

大沢真理著 ●ジェンダーとお金の流れで読み解く 貧困や地域格差など偏ったお金の流れ、「生きにくさ」とジェンダーとの関わりを描く。

問いからはじめる社会福祉学

(有斐閣ストゥディア) 一九〇〇円

坪 洋一・金子 充・室田信一著 ●不安・不利・不信に挑む 働くことへの不安、教育の不利、制度への不信などの問題に向き合う社会福祉。

社会福祉のトピクス

A5判 四二〇〇円

岩田正美著 ●社会福祉の新たな解釈を求めて 戦後の政策を丹念に分析。

社会福祉研究のフロンティア

A5判 二四〇〇円

岩崎晋也・岩間伸之・原田正樹編 最新研究等をコンパクトにまとめる。